

○青梅市指定管理者選定委員会設置要綱

平成17年5月1日
実施

改正	平成19年4月1日	平成22年4月1日
	平成22年9月21日	平成26年4月1日
	平成30年4月1日	

1 設置

青梅市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年規則第6号）第4条（青梅市教育委員会の所管にかかる青梅市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年教育委員会規則第6号）第2条において準用する場合を含む。）の規定にもとづき、厳正かつ公平に指定管理者の候補者を選定するため、青梅市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 所掌事項

委員会は、指定管理者の候補者の選定を行う。

3 組織

委員会は、委員12人をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をこれに充てる。

(1) 委員長 副市長

(2) 副委員長 教育長

(3) 委員 企画部長、総務部長、市民安全部長、市民部長、健康福祉部長、子ども家庭部長、経済スポーツ部長、教育部長、企画政策課長および総務契約課長

4 委員長の職務および代理

(1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 招集

委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

6 定足数および表決数

(1) 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(2) 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

7 除斥

委員長、副委員長および委員は、選定の対象となる法人その他の団体の代表者または役員である場合は、その選定に加わることができない。

8 意見聴取等

委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見等を聴くことができる。

9 報告

委員会は、選定結果を青梅市長または青梅市教育委員会に報告する。

10 専門部会

(1) 委員会は、専門的な事項について調査、検討等を行うため、公の施設ごとに専門部会を置くことができる。

(2) 専門部会の構成および運営に関しては、委員会が定める。

11 庶務

委員会の庶務は、契約担当課で処理する。

12 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

13 実施期日

この要綱は、平成17年5月1日から実施する。

14 経過措置

- (1) この要綱の一部改正は、平成19年4月1日から実施する。
- (2) この要綱の一部改正は、平成22年4月1日から実施する。
- (3) この要綱の一部改正は、平成22年9月21日から実施する。
- (4) この要綱の一部改正は、平成26年4月1日から実施する。
- (5) この要綱の一部改正は、平成30年4月1日から実施する。